

※※※

※ 株式会社エムエムインターナショナル

※ 定 款

※※※

株式会社エムエムインターナショナル定款

第一章総則

【商号】

第1条 当会社は、株式会社エムエムインターナショナルと称する。

【目的】

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1.化粧品、衣料品等の輸入及び販売
- 2.各種貴金属及び宝石類の輸入及び販売
- 3.時計、眼鏡、装身具の輸入及び販売
- 4.紳士服、婦人服、子供服等衣類及び皮革製品の輸入及び販売
- 5.日用品雑貨及び音響機器、コンパクトディスク等音楽関連商品の輸入及び販売
- 6.タバコ、酒、米、パン、菓子、コーヒー豆等食料品の販売
- 7.カタログ、チラシ等、印刷物の企画制作及び販売
- 8.広告の代理業務
- 9.各種催事の企画、運営
- 10.市場調査及び販売促進のプランニング
- 11.インテリア用品の販売
- 12.経理事務、給与計算業務等の代行
- 13.コンピュータ用ソフトウェアの開発及び販売
- 14.建物及び各種付属設備の保守管理、清掃、警備の請負
- 15.消防設備の法定点検検査業務の請負
- 16.請負委託により指定する場所における乳幼児の一時預かり施設の運営
- 17.ビルメンテナンスに係る用具、資機材、制服、収納庫等の賃貸及び販売及び輸出入
- 18.不動産に関するコンサルティング業務
- 19.不動産に関する仲介、斡旋、交換及び情報提供サービス業務
- 20.不動産の売買、賃貸、管理及びそれらの仲介並びに倉庫業
- 21.不動産管理物件に伴う入退去時等に行う居室清掃業務
- 22.不動産管理物件に伴う入退去時等に行う居室設備メンテナンス業務
- 23.損害保険の仲立人業務
- 24.損害保険の代理業務
- 25.運送の仲介・斡旋・管理及び引越しに関わる事業
- 26.労働者派遣と人材紹介に関わる業務

- 27.有料職業紹介事業
- 28.再就職支援事業
- 29.造園と植栽工事の請負、設計施工、維持・管理及びその斡旋
- 30.電子機器、人工知能（A I）ロボットの企画、設計、製造、販売及び輸出入
- 31.電子機器、人工知能（A I）ロボットの保守サービス、消耗品販売及び輸出入
- 32.各種半導体、電子部品、電子材料の販売及び輸出入
- 33.工場、倉庫における物品の仕分け、点検、管理、梱包、発送輸送業
- 34.金属、合成樹脂、化学品の企画、設計、製造、販売
- 35.電気通信事業
- 36.前各号に付帯関連する一切の業務

【本店の所在地】

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

【公告の方法】

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第二章 株式

【株券の不発行】

第5条 当会社は、株式に係わる株券を発行しない。

【発行可能株式総数】

第6条 当会社が発行することの出来る株式の総数は、3,200株とする。

【株式の譲渡制限】

第7条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

【株主名簿の閉鎖】

第8条 当会社は、毎決算期の翌日からその定時株主総会終了の日まで、株主名簿の記載の変更を停止する。

第三章 株主総会

【招集】

第9条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるとき隨時これを招集する。

- 2 株主総会を招集するには、次条に定める招集権者は株主総会の1週間前までに、株主に対してその通知を発する。

【招集権者及び議長】

第10条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

【決議の方法】

第11条 株主総会の決議は、法令又は、定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- 3 総会の議事を経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載し、議長並びに出席取締役これに記名捺印の上、会社に保存する。

第四章 役員及び取締役会

【定員】

第12条 当会社に次の役員を置く。

取締役 3名以上

監査役 1名以上

【取締役及び監査役の選任】

第13条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において発行済株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

【取締役及び監査役の任期】

- 第14条 取締役の任期は就任後2年内、監査役は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員で就任した取締役の任期は、他の取締役の任期の終了すべき時までとする。
 - 3 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

【代表取締役の選定】

- 第15条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により、取締役の中から選定する。

【取締役会の招集通知】

- 第16条 取締役の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。緊急の必要があるときは、この期間を短縮することがある。
- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

【取締役会の決議】

- 第17条 取締役の決議は、原則として取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。ただし本条の履行が不可能な場合は、会社法第370条に従いこれを行う。

第五章 計算

【営業年度】

- 第18条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

【配当金の支払】

- 第19条 配当金は、毎決算期末における株主名簿によってこれを支払う。

平成 8年 8月30日制定
平成 9年11月17日変更

平成11年 5月 6日変更
平成11年 8月20日変更
平成14年 2月27日変更
平成14年12月24日変更
平成16年 6月23日変更
平成19年 6月26日変更
平成24年 6月25日変更
平成25年 4月11日変更
平成26年 6月25日変更
平成27年 6月25日変更
令和 6年 6月27日変更

この写しは、原本と相違ないことを証明します。

令和6年6月27日

本店 東京都千代田区神田錦町一丁目21番1号

商号 株式会社エムエムインターナショナル

代表者 代表取締役社長 橋 本 修一